

原議保存期間3年

(平成28年3月31日まで保存)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察（方面）本部長

（参考送付先）

警察大学校生活安全教養部長
各管区警察学校長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生経發第517号、丁情対發第221号

平成24年9月20日

警察庁生活安全局生活経済対策管理官

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長

著作権法の一部を改正する法律の施行について（通達）

著作権法の一部を改正する法律（平成24年法律第43号。以下「改正法」という。）が、平成24年6月20日に成立し、同年6月27日に公布され、その一部が、平成24年10月1日から施行されることとなった。

改正の趣旨、改正の概要等は下記のとおりであるので、著作権法違反取締り上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、写真の撮影等の対象となる事物等に係る付随対象著作物の利用、許諾を得て行う著作物の利用等についての検討の過程における利用、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大する等の措置を講じたものである。

第2 改正の概要等

1 いわゆる「写り込み」（付随対象著作物の利用）等に係る規定の整備（法第30条の2等関係）

（1）改正の概要

著作権とは、法第17条第1項が規定する第21条等の規定における著作者の複製権等を、出版権とは、第80条第1項が規定する出版権者の複製権を、著作隣接権とは、第89条第6項が規定する第91条等の規定における実演家の録音権及び録画権等をいい、第119条第1項は、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対する罰則を設けている。また、著作権侵害の適用除外として、第30条等の規定において、私的使用のための複製等が規定されており、出版権及び著作隣接権についても、それぞれ第86条第1項及び第102条第1項において、第30条等の適用除外の規定が準用されている。

この度の改正では、これまで適用除外とされていなかった以下のアからエの場合について、新たに適用除外として規定したものである。

ア 付随対象著作物の利用（法第 30 条の 2 関係）

写真の撮影、録音又は録画（以下「写真の撮影等」という。）の方法によって著作物を創作するに当たって、当該著作物（以下「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（以下「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴って複製又は翻案することができることとされた。

また、これにより複製又は翻案された付隨対象著作物は、写真等著作物の利用に伴って利用できることとされた。

イ 検討の過程における利用（法第 30 条の 3 関係）

著作権者の許諾を得て、又は文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとされた。

ウ 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（法第 30 条の 4 関係）

公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとされた。

エ 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（法第 47 条の 9 関係）

著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であって、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案がされることとされた。

(2) 施行期日

平成 25 年 1 月 1 日

2 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備（法第 2 条第 1 項第 20 号、第 30 条第 1 項第 2 号、第 120 条の 2 第 1 号関係）

(1) 改正の概要

技術的保護手段の対象に、著作物等の利用に用いられる機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、又は送信する方式（DVD に用いられている CSS や Blu-ray に用いられている AACS 等の「暗号方式」の技術）を加えることとされた。

暗号方式が技術的保護手段の対象に加わることにより、法第 120 条の 2 第 1 号において、暗号方式による技術的保護手段の回避を可能とする装置又はプログラムの譲渡等を行った者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。

(2) 施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

3 違法ダウンロード行為の刑事罰化に係る規定の整備（法第 119 条第 3 項
関係）

(1) 改正の概要

私的使用の目的をもって、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。

(2) 留意事項

本罪は、告訴がなければ公訴は提起されない。（法第 123 条第 1 項）

法第 119 条第 3 項の規定の運用に当たっては、改正法附則第 9 条のほか、参議院における改正法への附帯決議（別添 2）においても、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないよう配慮することとされたところであり、本罪の捜査を行う場合にあっては、これらの点に留意して法と証拠に基づき適正に捜査を行うこと。

(3) 施行期日

平成 24 年 10 月 1 日

4 その他参考事項

- (1) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備（法第 31 条等関係）
- (2) 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備（法第 18 条、法第 42 条の 3 等関係）

別添資料

別添 1 官報

別添 2 著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

別添 3 著作権法の一部を改正する法律・新旧対照表

別添 4 著作権法の一部を改正する法律

四 その著作物でまだ公表されていないものを

四
その著作物でまだ公表されていないものを、
国立公文書館等に提供した場合（公文書管理
法第十六条第一項の規定による利用をさせる
旨の決定の時までに別段の意思表示をした場
合を除く。）同項の規定により国立公文書館
等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提
示すること。

第三十一条第一項第二号中「技術的保護手段に用いられている信号の除去又は」を「第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは」に改め、「行うこと」の下に「又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条の規定によるものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該者乍勃と利用することができる。

五 その著作物でまだ公表されていないものを
地方公文書館等に提供した場合、「公文書管理
条例の規定による利用をさせる旨の決定の時
間は二月以内とする」とこと。

若しくは「影の復元」（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるもの）を除く、「を行うこと」を加え、同条の次に次の三条を加える。

ができます
第三十二条の見出し中「複製」を「複製等」に
改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第三
項」を加え、同項第一号中「全部」の下に「第三

おいて、当該著作物を利用することによって、第四十三条第一号中第三十一条第一項第一号の下に「若しくは第三項後段」を加える。

第十八条第四項第三号中「第三項」の下に「の規定」を加え、同項に次の三号を加える。
六 公文書管理法第十条、第一項の規定により、
公文書管理条例の規定により地方公文書館等
の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示
すること。

(写真等著作物の利用)
第三十条の二 写眞の撮影、録音又は録画（以下この項において「写眞の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作するに當つて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写眞の撮影等の対象とする事物

三項において同じ。」を加え、同項第三号中「図書館資料」の下に「以下この条において「絶版等資料」という。」を加え、同条第二項中「又は汚損を避けるため、当該原本」を「若しくは汚損を避けるために当該原本」に、「ための」を「ため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により白

は第三項後段、第三十七条に、「又は第四十六条」を、「第四十二条の三第二項又は第四十六条」に、「第三十二条第一項、第二十五条第一項」を、「第三十二条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項」に改め、同条ただし書中、「第三十二条第一項」の下に「若しくは第三項後段」を、「第四十

又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるもの）に限る。以下この条において「付随対象著作物」というのは、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不适当に害すこととなる場合は、この限りでない。

3 動公衆送信の送信可能化を含む。同項において同条に次の一項を加える。
じごに用いるため、「に改め、同条に次の一項を加える。
3 國立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示する目的とする場合に、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その當利事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、自動公衆送信される当該著作物の一部の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。
第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に次の二条を加える。
第四十二条の二の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に次の二条を加える。

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む)を行つことができる。

第四十九条第一項第一号中「第三十二条第一項第二号」を「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に、「第四十二条の二の八の次に次の二条を加える。

等の長が著作物を公衆に提供され得しないもの、行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。」を公衆に提供し、又は提示するとき、第十九条第四項に次の一号を加える。

二 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるもの）に限る。以下この条において「付随対象著作物」ということは、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不适当に害することとなる場合は、この限りでない。

前項の規定により複製又は翻案された付隨対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不适当に害すこととなる場合は、この限りでない。

（検討の過程における利用）

3 動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同条に次の一項を加じて）に用いるため、「に改め、同条に次の一項を加える。

2 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示する目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部の複製物を作成し、当該複製物を「人につき一部提供することができる。

二条の二の次に次の二条を加える。

「公文書管理法等による保存等のための利用」

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

3 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)
第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用して、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案(これにより創作した二次的著作物の記録を含む)を行なうことができる。

第四十九条第一項第一号中「第三十二条第一項第一号」を「第三十条の三、第三十二条第一項第一号若しくは第三項後段」に、「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同項第五号中「第四十七条の五第一項」を「第三十条の四、第四十七一条の五第一項」に、「又は第四十七条の七」を「、第四十七条の七又は第四十七条の九」に改め、同項第二項第一号中「第三十二条第一項第一号」の下に「若しくは第三項後段」を加え、同項第四号中「第四十七条の六」を「第三十条の三又は第四十七条の六」に、「同条」を「これら」に改め、同項第六号中「第四十七条の七」を「第三十二条第一項第一号」の下に「これら」に改める。

第八十六条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十条の二第二項、第三十三条の三、第三十二条第一項及び第三項後段」に改め、「第四十二条の二ままで」の下に「第四十二条の三第二項」を、「この場合において」の下に「第三十条の二第二項、第三十三条の三」を加え、同条第二項中「第三十二条第一項第一号」を「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に改め、「第四十二条の二ままで」の下に「第四十二条の三第四項」を加える。

録音又は録画を、自らその事實を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十条の二第一号中の「専ら」を削り、「送信可能化した」を「送信可能化する行為、当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の問題により可能とする用途に供するために行うものに限る」をした」と改める。

4

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第一号に掲げる規定で施行前に著作者が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律等四十二号）第二条第一項に規定する行政機関等のもの、独立行政法人等（独立行政法人等のものに有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第七百四十四号）第二条第一項に規定する独立行政

定する「絶版等資料」をいう。に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附 則
（施行期日）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第一号に掲げる規定で施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律等四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律等四十四号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていない

定する「絶版等資料」をいう。に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

既にその実演家が表示して
て実演家名を表示するとき

いふところに従つ

二 第二条第一項第二十号並びに第十八條第三
布の日

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第一号に掲げる規定で施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する独立行政機関をいう。）独立行政法人等（独立行政法人等の母体とする団体若しくは地方公共団体若しくは地方法人等をいう。又は地方独立行政法人（平成五年法律第二百一十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人（独立行政法人等の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第八号）

定する「絶版等資料」をいう。)に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百零一条第一項中「第三十一条 第三十二条」とあるを「第三十条の二から第三十二条まで」に、第四十七条第一項第一号若しくは第三项後段に「第四十二条の二」を「第四十二条の三」と改め、同項第五号中「準用する」の下に「第三十条の四」を加え、「又は第四十七条の九」を「第四十七条の七又は第四十七条の九」に改める。

項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第二項第三号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定(又は第四十六条)を「第四十二条の三第一項又は第四十六条」に改める部分に限る。同一条ただし書の改正規定(第四十二条の二まで)の下に、「第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。「第四十九条第一項第一号の改正規定(「第四十二条の三」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第一項」を「第四十二条の三第一号第二項」に改める部分に限る。)

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第一号に掲げる規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十二年法律第五年法律第一百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）以下この項において「公文書管理制度」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理制度第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理制度第一条（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理制度第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（公文書管理制度第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定めた規則による当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）

第四条 この法律（附則第一、二号に掲げる規定については、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十九年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第一百十九条」を「第一百十九条第一項又は第二項」に改める。

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（新法第二百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行う（ジマレ古式の录音等も同様）。

第三百十九条第一項中「場合を含む」の下に「第三項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第三十一条第一項に定める私的使用的目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の

四十二条第一項及び第二項の改正規定(第
四十二条の二まで)の下に「、第四十二条の
三第二項」を加える部分に限る)、第九十条
の第二第四項に二号を加える改正規定、第一百
条第一項の改正規定(第四十二条の三)を第
四十二条の四に改める部分に限る)、同条
第九条第一号の改正規定(第四十二条の二)
を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第三
二項」を「第四十二条の四第二項」に改める
部分に限る)、第一百十九条第一項の改正規定、
同条に一項を加える改正規定並びに第百一十
条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附
則第四条から第六条まで及び第九条の規定
平成二十四年十月一日

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第一号に掲げる規定で施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律等四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の四五年法律第百八十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）であつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理条例」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第一條第六項）に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例第一条第一項若しくは第十一条第四項の規定により当該地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理条例第一條第六項）において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管されたものについては、適用しない。

定する「絶版等資料」をいう。に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第一百十九条」を「第一百十九条第一項又は第二項」に改める。

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第二十二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（新法第二百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他必要な措置を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるように、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならぬ。

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項（新法第

百二条第一項において準用する場合を含む。」

運用上の配慮

第三条第一項第一号不(3)中「経営革新」を「海外において経営革新のための事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他の経営革新」に改め、同号「(4)中「異分野連携新事業分野開拓」

白二条第一項において準用する場合を含む。」とあるのは、著作権法第三十一条第一項（注）に規定する「新法第一百十九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは、「録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若くは複数の音像（又は映像）（著作権法第二条第一項第一号）

たつては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が本当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

ハ (1) 経営革新等支援業務（第十七七条第一項に規定する経営号において同じ。）の内容に関する事項

合における国内の事業量盤の
加える。
関する次に掲げる事項
等支援業務をいう。以下この

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。
接権を侵害しないものに限る。」とする。
(関係事業者の措置)

(検討)
第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

(3)(2) 経営革新等支援業務の実施体制に関する事項
経営革新等支援業務の実施に当たつて配慮すべき事項
第三条第二項第三号イ中「第四章第二節」を「第四章第一節」に改め、同号口中「第二十五条
第一項」を「第二十八条第一項」に改める。
第九条第二項中「この節」の下に「第三章第三節、第三十九条第一項第三号」を「が行う経営
革新に関するものを」の下に「中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共にで経営
革新を行おうとする場合にあつては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営革新
に関するものを」を加える。
第十一條第一項中「限る」の下に「以下同じ」を、「計画」の下に「複数の中小企業者がそれ

平成二十四年六月二十七日

文部科学大臣 平野 博文
内閣総理大臣 野田 佳彦
業の新たな事業活動の促進に

法律第四十四品
中小企業

法律第四十四号
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律
(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第一条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 支援措置（第十二条—第十五条）」を「第三節 支援措置（第十三条—第十六条）」に、
「第二節 経営基盤強化の支援（第十六条—第十八条）」を「第四節 支援体制の整備（第十七条—第二十一条）」に、
「第三節 新技術を利用した事業活動の支援（第十九条—第二十四条）」を「第五節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第二十五条—第三十一条）」を

〔第一節 新技術を活用した事業活動の支援（第二十二条～第二十七条）
〔第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備（第二十八条～第三十四条）
〔第三節 雑則（第三十五条）

7 この法律において、「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。）であつて、中小企業者又は組合等がその經營を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つもののをいう。

四億円」と、同条第一項中「一億円」とあるのは、「四億円」(異分野連携新事業分野開拓事業資金四億円)と、同条第一項中「一億円」とあるのは、「四億円」(異分野連携新事業分野開拓事業資金四億円)と、同条第一項中「一億円」とあるのは、「四億円」(異分野連携新事業分野開拓事業資金四億円)とする。第十三条第二項中「従つて」を「従つて」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険(以下「海外投資関係保険」という。)の保険関係であつて、経営革新関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「三億円」(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業に必要な資金(以下「経営革新事業資金」という。)以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」と「四億円」とあるのは「六億円」(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「四億円」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円」(経営革新事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、「一億円」とする。

著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十四年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、障害者の情報アクセスを保障し、情報格差を是正する観点から、録音図書等の作成を行うボランティア活動がこれまでに果たしてきた役割に鑑み、ボランティア団体が法人格の有無にかかわらず円滑にその活動に取り組めるよう努めること。

二、視覚障害者等への情報提供の充実に資するため、作成された録音図書等が有効活用できるよう、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者のネットワークの構築に努めること。

三、違法なインターネット配信等による音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することの防止の重要性に対する理解を深めるための啓発等の措置を講ずるに当たって、国及び地方公共団体は、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者と連携協力を図り、より効果的な方法により啓発等を進めること。

四、有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、インターネット利用者が違法なインターネット

配信等から音楽・映像を違法と知りながら録音・録画することを防止するための措置を講ずるよう努めること。

五、著作権法の運用に当たっては、犯罪構成要件に該当しない者が不当な不利益を被らないようにすることが肝要であり、とりわけ第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないよう配慮すること。

六、付随対象著作物の利用に係る規定である第三十条の二、検討の過程における利用に係る規定である第三十条の三、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用に係る規定である第三十条の四及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用に係る規定である第四十七条の九については、関係者からその具体的な内容が条文からだけでは分かりにくいとの意見等があることを踏まえ、これらの規定の対象となる具体的な行為の内容を明示するなど、その趣旨及び内容の周知を図ること。

七、国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の運用に当たっては、出版市場、とりわけ今後の発展が期待されている電子書籍市場等に不当な影響を与えないよう留意すること。

八、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、情報化が急速に進展する中、著作権に関する知識が多くの国民にとって必要不可欠のものになつてていることに鑑み、学校等における著作権教育の充実や国民に対する普及啓発活動に努めること。

右決議する。

別添3

○著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

著作権法の一部を改正する法律・新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（定義）	（定義）	（定義）
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～三 （略）	一～三 （略）	一～三 （略）
四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。	四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。	四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。
五 レコード 著音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。	五 レコード 著音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの（音をもつぱら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。	五 レコード 著音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものの（音をもつぱら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）をいう。
六～八 （略）	六～八 （略）	六～八 （略）
九 放送事業者 放送を業として行う者をいう。	九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。	九 放送事業者 放送を業として行なう者をいう。
十～十九 （略）	十～十九 （略）	十～十九 （略）
二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号、第三十条第一項第二号及び第一百二十二条の二第一号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」とい	二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」とい	二十 技術的保護手段 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法（次号において「電磁的方法」という。）により、第十七条第一項に規定する著作者人格権若しくは著作権又は第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項に規定する著作隣接権（以下この号において「著作権等」という。）を侵害する行為の防止又は抑止（著作権等を侵害する行為の結果に著しい障害を生じさせることによる当該行為の抑止をいう。第三十条第一項第二号において同じ。）をする手段（著作権等を有する者の意思に基づくことなく用いられているものを除く。）であつて、著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（次号において「著作物等」とい

放送又は有線放送（次号において「著作物等」という。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際し、これに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録し、若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

二十一～二十三　（略）

2～9　（略）

第十八条　（公表権）

第二条　（略）

3　著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一　その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理条例」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理条例第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定

う。）の利用（著作者又は実演家の同意を得ないで行つたとしたならば著作者人格権又は実演家人格権の侵害となるべき行為を含む。）に際しこれに用いられる機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式によるものをいう。

二十一～二十三　（略）

2～9　（略）

第十八条　（公表権）

第二条　（略）

3　著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一　その著作物でまだ公表されていないものを行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）に提供した場合（行政機関情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）行政機関情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理条例」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理条例第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定

する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長（以下同じ。））が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行政法人等から公文書管理法第十二条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理法第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること（当該著作物に係る歴史公文書等が当該地方公

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）に提供した場合（独立行政法人等情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）独立行政法人等情報公開法の規定により当該独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

三 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体又は地方独立行政法人に提供した場合（開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）の規定により当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

共団体又は地方独立行政法人から公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理条例の規定（公文書管理条例第十六条第一項の規定に相当する規定に限る。以下この条において同じ。）による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長（地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい、地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。）。

四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合（公文書管理条例第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

五 その著作物でまだ公表されていないものを地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一・二（略）

三 情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項及び第三項の規

（新設）

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一・二（略）

三 情報公開条例（行政機関情報公開法第十三条第一項及び第三項に相

定に相当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

四・五 (略)

六 公文書管理条例第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されるる著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

七 公文書管理条例(公文書管理条例第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。)の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

八 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

(氏名表示権)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない

当する規定を設けているものに限る。第五号において同じ。)の規定により地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が著作物でまだ公表されていないもの(行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。

四・五 (略)
(新設)

(新設)

(新設)

(氏名表示権)

第十九条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない

一・二 (略)

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 (略)

二 技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるもの除去）。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて防止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となる複製、又は当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

一・二 (略)

(新設)

(私的使用のための複製)

第三十条 著作権の目的となつてゐる著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一 (略)

二 技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合

(付隨対象著作物の利用)

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方針によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付隨して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付隨対象著作物」という。）は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2) 前項の規定により複製又は翻案された付隨対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付隨対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(検討の過程における利用)

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとする者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に

(新設)

(新設)

係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができる。

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物につては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 （略）

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合である記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

(図書館等における複製)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物につては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 （略）

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

3

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(公文書管理法等による保存等のための利用)

第四十二条の三

国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定に限る。)により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定(同項の規定に相当する規定に限る。)により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理条例第十九条(同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。)に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法(同条に規定する方法以外のものを除く。)により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。

第四十二条の四 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができます
場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げ

(新設)

(新設)

第四十二条の三 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができます
場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げ

る規定に従つて利用することができる。

一 (略)

二 第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条、第三十七条第六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十二条 翻訳

三～五 (略)

る規定に従つて利用することができる。

一 (略)

二 第三十一条第一項第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十二条 翻訳

三～五 (略)

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の十 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十二条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公

（新設）

（複製権の制限により作成された複製物の譲渡）

第四十七条の九 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十二条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公

を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三二十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

第三十条第一項、第三十条の二、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、**第二十二条の複製を行つたものとみなす**

衆に提供することができる。ただし、第三十一条第一項、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（第三十一条第一項、第三十五条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を、第三十一条第一項、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

二三四

五 第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号の複製物

二四

提示した者
一四 (略)

に該当するものを除く。) を用いて当該著作物を利用した者

六・七 (略)

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二・三 (略)

四 第三十条の三又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された一次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 (略)

六 第三十条の四、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物を用いて当該二次的著作物を利用した者

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二までの規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する

て当該著作物を利用した者

六・七 (略)

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十二条又は第四十二条に定める目的以外の目的のために、第四十三条の規定の適用を受けて同条各号に掲げるこれらの規定に従い作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

二・三 (略)

四 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 (略)

六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第三項、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二までの規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十

用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。

七条の二中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。

前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行つたものとみなす。

2 前項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第一号に係る場合にあつては、同号）、第四十二条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者は、第八十条第一項の複製を行つたものとみなす。

(氏名表示権)

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

(著作隣接権の制限)

第一百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条
条、第三十六条、第三十七条第三項・第三十七条の二（第一号を除く。
次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から

(著作隣接権の制限)

新設

一·二

(氏名表示権)

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同）

第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
（略）

百二条 第三十一条第一項、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十一

第四十二条の四まで、第四十四条（第二項を除く。）並びに第四十七条の四から第四十七条の九までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び二項及び第四十七条の十の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第一百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第一百条の三」と読み替えるものとする。

258

（略）

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十二条の四第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

254 （略）

五 第一項において準用する第三十条の四、第四十七条の五第一項若しくは第二項、第四十七条の七又は第四十七条の九に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者

六七八 （略）

第三まで、第四十四条（第二項を除く。）並びに第四十七条の四から第四十七条の八までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第一百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第一百条の三」と読み替えるものとする。

258

（略）

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。
一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を公衆に提示した者

254 （略）

五 第一項において準用する第四十七条の五第一項若しくは第二項又は第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した

第一百九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第一百三十条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権を行つた者、第一百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第一百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 | 2 (略)
第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 技術的保護手段の回避を行うことをその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは

第一百九条 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者（第三十条第一項（第一百二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第一百三十条第三項の規定により著作権若しくは著作隣接権（同条第四項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第一百二十条の二第三号において同じ。）を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第一百十三条第五項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。）は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 (略)
(新設)

第一百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置（当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるものを含む。）若しくは技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とするプログラムの複製物を公衆に譲渡し、若しくは貸与し、公衆への譲渡若しくは

与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした者

二四（略）

しくは貸与の目的をもつて製造し、輸入し、若しくは所持し、若しくは公衆の使用に供し、又は当該プログラムを公衆送信し、若しくは送信可能化した者

二四（略）

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第九号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二十号中「この号」の下に「、第三十条第一項第二号及び第一百二十条の二第一号」を加え、「これに」を「、これに」に、「又は放送」を「若しくは放送」に、「又は送信する方式」を「若しくは送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に改める。

第十八条第三項第一号中「こと」の下に「（当該著作物に係る歴史公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理条例」という。）第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下同じ。）が行政機関の長から公文書管理条例第八条第一項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理条例第十一条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合

を除く。）にあつては、公文書管理法第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長（公文書管理条例第十
五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示す
ることを含む。）」を加え、同項第二号中「こと」の下に「（当該著作物に係る歴史公文書等が当該独立行
政法人等から公文書管理条例第十二条第四項の規定により国立公文書館等に移管された場合（公文書管理条例第
十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場
合を除く。）にあつては、公文書管理条例第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公
衆に提供し、又は提示することを含む。）」を加え、同項第三号中「こと」の下に「（当該著作物に係る歴
史公文書等が当該地方公共団体又は地方独立行政法人から公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政
法人の保有する歴史公文書等の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同
じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定
める施設をいう。以下同じ。）に移管された場合（公文書管理条例の規定（公文書管理条例第十六条第一項の
規定に相当する規定に限る。以下この条において同じ。）による利用をさせる旨の決定の時までに当該著作
物の著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）にあつては、公文書管理条例の規定により地方公文書館

等の長（地方公文書館等が地方公共団体の施設である場合にあつてはその属する地方公共団体の長をいい、地方公文書館等が地方独立行政法人の施設である場合にあつてはその施設を設置した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することを含む。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 その著作物でまだ公表されていないものを国立公文書館等に提供した場合（公文書管理条例第十六条第一項の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）同項の規定により国立公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

五 その著作物でまだ公表されていないものを地方公文書館等に提供した場合（公文書管理条例の規定による利用をさせる旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。）公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

第十八条第四項第三号中「第三項」の下に「の規定」を加え、同項に次の三号を加える。

六 公文書管理条例第十六条第一項の規定により国立公文書館等の長が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくはハ若しくは同条第一号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ

若しくはハ若しくは同条第一号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。

七 公文書管理条例（公文書管理条例第十八条第二項及び第四項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

八 公文書管理条例の規定により地方公文書館等の長が著作物でまだ公表されていないもの（行政機関情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相当する情報が記録されているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示するとき。

第十九条第四項に次の一号を加える。

三 公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

第三十条第一項第二号中「技術的保護手段に用いられている信号の除去又は」を「第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは」に改め、「を行うこと」の下に「又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものと除く。）を行うこと」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製又は翻案の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（検討の過程における利用）

第三十条の三 著作権者の許諾を得て、又は第六十七条第一項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定を受けて著作物を利用しようとすると者は、これらの利用についての検討の過程（当該許諾を得、又は当該裁定を受ける過程を含む。）における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）

第三十条の四 公表された著作物は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合には、その必要と認められる限度において、利用することができます。

第二十一条の見出し中「複製」を「複製等」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第二項」を加

え、同項第一号中「全部」の下に「。第三項において同じ。」を加え、同項第三号中「図書館資料」の下に「（以下この条において「絶版等資料」という。）」を加え、同条第二項中「又は汚損を避けるため、当該原本」を「若しくは汚損を避けるために当該原本」に、「ための」を「ため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、」に改め、同条に次の二項を加える。

3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に次の二条を加える。

（公文書管理法等による保存等のための利用）

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は

公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理条例第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。

第四十三条第二号中「第三十一条第一項第一号」の下に「若しくは第三項後段」を加える。

第四十七条の九中「、第三十二条」を「若しくは第三項後段、第三十二条」に、「又は第四十六条」を「、第四十二条の三第二項又は第四十六条」に、「第三十一条第一項、第三十五条第一項、」を「第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、」に改め、同条ただし書中「第三十一条第一項」の下に「若しくは第三項後段」を、「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加え、同条を第四

十七条の十とし、第四十七条の八の次に次の一条を加える。

(情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用)

第四十七条の九 著作物は、情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合であつて、当該提供を円滑かつ効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うときは、その必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。

第四十九条第一項第一号中「第三十一条第一項第一号」を「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に、「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同項第五号中「第四十七条の五第一項」を「第三十条の四、第四十七条の五第一項」に、「又は第四十七条の七」を「、第四十七条の七又は第四十七条の九」に改め、同条第二項第一号中「第三十一条第一項第一号」の下に「若しくは第三項後段」を加え、同項第四号中「第四十七条の六」を「第三十条の三又は第四十七条の六」に、「同条」を「これら」に改め、同項第六号中「第四十七条の七」を「第三十条の四、第四十七条の七又は第四十七条の九」に、「同条」を「これら」に改める。

第八十六条第一項中「第三十一条第一項」を「第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段」に改め、「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を、「この場合において」の下に「、第三十条の二第二項、第三十条の三」を加え、同条第二項中「第三十一条第一項第一号」を「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に改め、「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える。

第九十条の二第四項に次の一号を加える。

三 公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が実演を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該実演につき既にその実演家が表示しているところに従つて実演家名を表示するとき。

第一百二条第一項中「第三十一条、第三十二条」を「第三十条の二から第三十二条まで」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に、「第四十七条の八」を「第四十七条の九」に、「第四十七条の九」を「第四十七条の十」に改め、同条第九項第一号中「第三十一条第一項第一号」を「第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段」に、「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二

項」を「第四十二条の四第二項」に改め、同項第五号中「準用する」の下に「第三十条の四、」を加え、「又は第四十七条の七」を「、第四十七条の七又は第四十七条の九」に改める。

第一百十九条第一項中「場合を含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつていてものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百二十条の二第一号中「専ら」を削り、「送信可能化した」を「送信可能化する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつては、著作権等を侵害する行為を技術的保護手段の回避により可能とする用途に供するために行うものに限る。）をした」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条、第八条及び第十条の規定 公布の日
- 二 第二条第一項第二十号並びに第十八条第三項及び第四項の改正規定、第十九条第四項に一号を加える改正規定、第三十条第一項第二号の改正規定、第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第四十七条の九の改正規定（「又は第四十六条」を「、第四十二条の三第二項又は第四十六条」に改める部分に限る。）、同条ただし書の改正規定（「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。）、第四十九条第一項第一号の改正規定（「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。）、第八十六条第一項及び第二項の改正規定（「第四十二条の二まで」の下に「、第四十二条の三第二項」を加える部分に限る。）、第九十条の二第四項に一号を加える改正規定、第百

二条第一項の改正規定（「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第九項第一号の改正規定（「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に、「第四十二条の三第二項」を「第四十二条の四第二項」に改める部分に限る。）、第一百十九条第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに第一百二十条の二第一号の改正規定並びに次条並びに附則第四条から第六条まで及び第九条の規定 平成二十四年十月一日。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第十八条第三項第一号から第三号までの規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第一百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）又は地方公共団体若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）で

あつて、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項において「公文書管理法」という。）第八条第一項若しくは第十一条第四項の規定により国立公文書館等（公文書管理条例第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。次項において同じ。）に移管されたもの又は公文書管理条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する歴史公文書等（公文書管理条例第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。以下この項において同じ。）の適切な保存及び利用について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下この項において同じ。）に基づき地方公文書館等（歴史公文書等の適切な保存及び利用を図る施設として公文書管理条例が定める施設をいう。次項において同じ。）に移管されたものについては、適用しない。

2 新法第十八条第三項第四号及び第五号の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行前に著作者が国立公文書館等又は地方公文書館等に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の著作権法第三十一条第二項の規定により記録媒体に記録されている著作物であつて、絶版等資料（新法第三十一条第一項第三号に規定する「絶版等資料」

をいう。）に係るものについては、新法第三十一条第三項の規定により当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第六条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四十八号中「第一百十九条」を「第一百十九条第一項又は第二項」に改める。

（国民に対する啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項（新法第二十二条第一項において準用する場合

を含む。）に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一項の規定の適用については、同項中「新法第三十条第一項（新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「著作権法第三十条第一項（同法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）」と、「新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等」とあるのは「録音され、又は録画された著作物、実演、レコード又は放送若しくは有

線放送に係る音若しくは影像（著作権又は著作隣接権の目的となつてゐるものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）」とする。

（関係事業者の措置）

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

（運用上の配慮）

第九条 新法第百十九条第三項の規定の運用に当たつては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

（検討）

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

